

長洲町下水道事業経営戦略

| | |
|---------|-------------------------|
| 団 体 名 | : 長洲町 |
| 事 業 名 | : 公共下水道事業 |
| 策 定 日 | : 平成 31 年 3 月 |
| 計 画 期 間 | : 平成 31 年 度 ~ 平成 40 年 度 |

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|--------------------------|--|--------------------------------|-------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 昭和61年度 供用開始後32年 | 法適(全部適用・一部 適用) 非 適 の 区 分 | 一部適用済 |
| 処理区域内人口密度 | 29.7人/㎡ | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 1処理区(長洲処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 1処理場(長洲町浄化センター) | | |
| 広域化・共同化・最 適 施 状 況 * 1 | 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、玉名市と長洲町との公共下水道に関わる汚水の排除及び処理に関する事務の委託事務の委託により、玉名市内の岱明処理区の汚水を長洲町浄化センターにおいて共同処理を行っています。 公共下水・浄化槽(個別排水・特定地域生活排水)の処理区域を、地理的条件に応じて経済性等を考慮し、見直しを行いました。 | | |

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

| | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|--------------------|
| 一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方 | 一般汚水：汚水のうち公衆浴場汚水及び一時排水以外のもの 基本使用料：使用水量6㎡まで 1, 250円 超過使用料：6㎡を超え 10㎡までの部分 89円/1㎡ 10㎡を超え 30㎡までの部分 186円/1㎡ 30㎡を超え 50㎡までの部分 214円/1㎡ 50㎡を超え 100㎡までの部分 240円/1㎡ 100㎡を超える部分 268円/1㎡ 上記を合計しその額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 公衆浴場汚水：公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた者が設置する公衆浴場から排除される汚水 使用料：1㎡につき32円 上記を合計しその額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 | | |
| その他使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 一時排水：土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合のもの 使用料：1㎡につき上記を合計しその額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 | | |
| 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成27年度 3, 460円(税込) | 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成27年度 3, 777円(税込) |
| | 平成28年度 3, 460円(税込) | | 平成28年度 3, 777円(税込) |
| | 平成29年度 3, 460円(税込) | | 平成29年度 3, 777円(税込) |

* 2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

* 3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③組織

| | |
|--------|---|
| 職 員 数 | 収益的収支職員 5名 資本的収支職員 1名 ※上記職員で、公共下水道・個別排水処理・特定地域生活排水の3事業の事務を行います。 |
| 事業運営組織 | 水道部局との統合：上下水道課設置 平成14年度～平成18年度 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|----------------------------------|---|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・浄化センター、ポンプ場等の運転管理を民間委託 ・下水道使用料の請求及び徴収については、長洲町水道事業に委任 ・下水汚泥の運搬と処分を民間委託 ・汚水管路の点検・清掃業務を民間委託 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) * 4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) * 5 | 浄化センター内の未利用スペースを長洲町水道事業に無償で使用許可。(電気使用料等実費のみを収入) |

* 4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
* 5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増に繋がらず取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

| |
|------------------------|
| 平成29年度経営比較分析表を添付(別添参照) |
|------------------------|

2. 経営の基本方針

長洲町では、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全にむけて、公共下水道により汚水の処理を行います。また地形的な理由により公共下水道の整備が効率的ではない地域については浄化槽整備事業（特定地域排水処理・個別排水処理）により生活排水の処理を行い、公共下水道処理区域と同等の公共サービスを提供するため、汚水処理を行なう3事業（公共・特地・個別）を一体として経営します。
今後の下水道事業を効率的かつ健全に運営し、安定的に事業を継続させるため、平成31年度から平成40年度の10年間で計画期間として、経営戦略を策定します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標、管渠処理場等の建設・更新に関する事項

投資の計画の目標としては、面整備については、平成27年度汚水処理構想の目標である平成37年度までの期間において、未普及地域のうち住宅地としての開発が見込まれる高浜岩原・津の上の約20haに約1,400mの管渠築造を行うものとししました。また、施設の長寿命化及び改築更新については、長洲町ストックマネジメント計画より事業計画概算工事費を参考に、浄化センター及び中継ポンプ場の改築更新事業費を計上し、長洲町公共下水道管路施設再構築基本設計（長寿命化計画）を参考に、汚水幹線管渠の更生工事費を計上しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

公共下水道事業の持続的経営の財源としては、使用料収入、岱明処理区からの区域外流入負担金、一般会計からの繰入金を考慮しており、(2)①に記載した投資を賄う財源としては、国庫補助及び企業債、工事負担金（玉名市分担金・受益者負担金）及び一般会計出資金、損益勘定からの自己資金等を考慮しています。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、平成26年度に策定した汚水処理構想において目標年次として掲げた平成37年度における行政人口14,506人に対して、各年度段階的に推移するものとして、今後の面整備による処理区域人口の増加（普及率96.0%→98.0%）、水洗化人口の推移（水洗化率90.5%→94.7%）を適用し各年度の水水洗化人口を予測し、水洗化人口1人当たりの有収水量として平成29年度実績の92.08㎡/人 を乗じて各年度の見込有収水量を算定し、それに過去3ヶ年で最も低額となった平成28年度実績の1㎡当たりの使用料単価174.85円を乗じて毎年度の使用料収入見込み額を算定しました。

・区域外流入負担金等に関する事項

長洲町浄化センターにおいて隣接する玉名市の一部（岱明処理区）の汚水を処理しており、その経費については玉名市より事務分担金として収入しています。このうち浄化センターの維持管理に係る費用については営業収益の「(3)その他」として、過去の共用施設の投資に係る資本費については営業外収益の「(3)その他」に、当該年度の建設改良費に係る工事負担金については資本的収入の「8.工事負担金」に負担割合に応じた額を計上しています。

・企業債に関する事項

投資計画の財源としての企業債は、国庫補助金、工事負担金（玉名市分担金及び受益者負担金）等の企業外部から流入する財源を充当した残額について企業債を起債して賄うこととして試算を行いました。また企業債償還に係る負担の平準化を図るため、資本費平準化債（減価償却費差額分）、下水道事業債（特別措置分）を借り入れる計画としています。

・繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は、個別排水及び特定地域生活排水を併せて4億5千万円を上限に、平成30年度の総務副大臣通知により一般会計が繰出すべきものと定められた経費の各項目について、毎年度の所要額を見込み、それを合計した金額を基本に計上しています。なお、分流式下水道に要する経費については、使用料で賄える部分（使用料収入額から維持管理費及び浄化槽施設整備事業（個別・特地）に発生する欠損額を埋める額ならびに経常比率105%となるために確保すべき利益部分を控除を控除した額）を除いた額を上限として試算を行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、原則として、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に、動力費等の変動費は汚水流入量見込みの変動に合わせて増減させています。

・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

包括的民間委託については、今後検討する予定ではあるが、現在は浄化センター等施設の運転管理について複数年契約をすることとどまっており、今回の収支計画には反映していません。

・職員給与費に関する事項

平成30年度決算見込み額を基準に、現行メンバーの定期昇給分のみを反映して見込んでいます。

・動力費に関する事項

平成31年度予算要求額を基準に、動力費等の変動費は汚水流入量見込みの変動に合わせて増減させています。

・薬品費に関する事項

薬品費については、現在は浄化センター等の施設の運転管理業務委託にユーティリティ費として含まれているが、平成30年度に新設した機械濃縮棟において使用する高分子凝集剤については平成31年度以降追加の費用が発生するため、別途計上しています。

・委託費に関する事項

過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に、計上しています。

・その他

上記以外の経費については、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取り組みの方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

*処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|-----------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 広域化・共同化については、熊本県下水環境課及び県北ブロックの各市町とともに、くまもと汚水処理広域化・共同化計画（県北ブロック）の策定の中で、長洲町浄化センターでの汚水の共同処理や汚泥の集約処理の可能性について検討しているところです。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 公共下水道事業ストックマネジメント計画の策定業務を平成29年～31年の3カ年で実施しているところです。 |
| 民間活力の活用に関する事項（PPP / PFI など） | 現在の民間委託を継続しつつ、運転管理のみにとらわれず、事業計画の策定、施設の適切な改築更新も含めた、包括的民間委託等も検討していく予定です。 |
| その他の取組 | 処理場の処理方式の選択や汚水処理区の計画区域変更、浸水対策等の雨水の排除の計画など、将来の事業運営に対する長期の目標を明確にするための検討を充分に行い、投資計画に随時反映させるべく見直しを行ってまいります。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 支払利息、企業債償還はピークを迎え今後は減少していくことが予想されますが、減価償却費については、しばらく増加傾向の見込みであるため投資計画のさらなる精査を図った上で、使用料改定の必要性、実施時期、改定内容について慎重に判断し、改定する場合には使用者に十分な説明と理解を得ることが必要です。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | |
| その他の取組 | 一般会計からの繰入額について、財政部局と交渉し、分流式に要する経費の繰入率の基準を設けるなど、客観的な基準の策定が必要と考えます。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|--|
| 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理制度、PPP / PFI など） | PPP/PFI等の検討は行っていないが、現在の民間委託を継続しつつ、運転管理のみにとらわれず、事業計画の策定、施設の適切な改築更新も含めた、包括的民間委託等も検討していく予定です。 |
| 職員給与費に関する事項 | 地方公営企業一部適用であり、職員の給与費等については、独自の制度は設けていません。 |
| 動力費に関する事項 | 包括的民間委託の検討を行う中で、包括的民間委託のユーティリティールールとして取り扱う方向で検討していく予定です。 |
| 薬品費に関する事項 | 薬品費については基本的に処理場等の運転管理業務委託契約のユーティリティールールとして取り扱っているところですが、今回作成の収支計画では、H30年度新設の機械濃縮棟に係る高分子凝集剤について、複数年の委託契約継続中の増加分を別途計上しています。今後、包括的民間委託の検討を行う中で、包括的民間委託のユーティリティールールとして取り扱う方向で検討していく予定です。 |
| 修繕費に関する事項 | 事後保全中心の維持管理を行っていますが、ストックマネジメント計画の策定により今後は状態保全の考えによる維持管理に移行し、定期的に行う大規模な機器の点検に備えて特別修繕引当金を引き当てる等の対応が必要になることが予想されます。 また、包括的民間委託の検討を行なう中で、包括的民間委託のユーティリティールールとして取り扱う方向で検討していく予定です。 |
| 委託料に関する事項 | 包括的民間委託の検討を行なうなかで、委託範囲やユーティリティールールの取扱いについて収支計画への反映させるべく見直しを行ってまいります。 |
| その他の取組 | |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 進捗管理：予算編成への反映を行うとともに、決算等により実施状況の検証を行います。 見直し時期：公共下水道事業計画、ストックマネジメント計画等の変更にあわせて、随時見直しを行ってまいります。 |
|---------------------|---|

投資・財政計画

（単位：千円、％）

| 年度 | | 前々年度 (決算) | 前年度 決算 見込 | 本年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 | 39年度 | 40年度 |
|-----------------------------|------------------------------|--------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 資本的 収入 | 1. 企業債 | 245,900 | 353,800 | 172,900 | 222,000 | 235,300 | 326,400 | 287,900 | 167,400 | 168,600 | 118,500 | 115,700 | 112,600 |
| | うち資本費平準化債 | 110,000 | 100,000 | 100,000 | 90,000 | 80,000 | 70,000 | 40,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 他会計出資金 | 141,894 | 132,163 | 100,682 | 117,031 | 129,354 | 132,354 | 130,374 | 123,825 | 123,473 | 91,063 | 69,632 | 5,531 |
| | 3. 他会計補助金 | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 他会計負担金 | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 他会計負担金 | | | | | | | | | | | | |
| | 6. 国（都道府県）補助金 | 234,611 | 409,529 | 53,692 | 52,500 | 100,100 | 247,100 | 306,100 | 170,100 | 175,100 | 175,100 | 175,100 | 175,100 |
| | 7. 固定資産売却代金 | | | | | | | | | | | | |
| | 8. 工事負担金 | 172,995 | 97,877 | 12,846 | 21,400 | 37,900 | 82,900 | 144,900 | 84,900 | 86,900 | 77,900 | 77,900 | 78,700 |
| | 9. その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 (A) | 795,400 | 993,369 | 340,120 | 412,931 | 502,654 | 788,754 | 869,274 | 546,225 | 554,073 | 462,563 | 438,332 | 371,931 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | 85,875 | 1,944 | | | | | | | | | | |
| | 純計 (A)-(B) (C) | 709,525 | 991,425 | 340,120 | 412,931 | 502,654 | 788,754 | 869,274 | 546,225 | 554,073 | 462,563 | 438,332 | 371,931 |
| | 資本的 支出 | 1. 建設改良費 | 467,588 | 823,839 | 122,366 | 200,800 | 290,500 | 586,500 | 702,500 | 430,500 | 441,500 | 385,800 | 384,800 |
| うち職員給与費 | | 8,254 | 7,905 | 8,090 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 | 8,100 |
| 2. 企業債償還金 | | 529,885 | 531,008 | 543,014 | 544,071 | 539,504 | 543,884 | 521,605 | 486,646 | 451,421 | 406,274 | 383,896 | 322,484 |
| 3. 他会計長期借入金返還金 | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 他会計への支出金 | | | | | | | | | | | | | |
| 5. その他 | | | 0 | 4,300 | 0 | 0 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 |
| 計 (D) | 997,473 | 1,354,847 | 669,680 | 744,871 | 830,004 | 1,131,384 | 1,224,105 | 917,146 | 893,921 | 793,074 | 768,696 | 707,284 | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C) | (E) | 287,948 | 363,422 | 329,560 | 331,940 | 327,350 | 342,630 | 354,831 | 370,921 | 339,849 | 330,511 | 330,364 | 335,353 |
| 補填 財源 | 1. 損益勘定留保資金 | 248,752 | 264,459 | 317,324 | 272,656 | 267,744 | 269,950 | 286,247 | 294,239 | 292,949 | 297,720 | 302,669 | 307,736 |
| | 2. 利益剰余金処分額 | | | | 42,000 | 40,000 | 51,000 | 46,500 | 55,000 | 25,000 | 15,000 | 10,000 | 10,000 |
| | 3. 繰越工事資金 | | 85,875 | 1,944 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. その他 | 39,196 | 13,088 | 10,292 | 17,284 | 19,606 | 21,680 | 22,084 | 21,682 | 21,900 | 17,791 | 17,695 | 17,617 |
| 計 (F) | 287,948 | 363,422 | 329,560 | 331,940 | 327,350 | 342,630 | 354,831 | 370,921 | 339,849 | 330,511 | 330,364 | 335,353 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 他会計借入金残高 (G) | | | | | | | | | | | | | |
| 企業債残高 (H) | 5,503,668 | 5,326,460 | 4,956,346 | 4,634,275 | 4,330,072 | 4,112,588 | 3,878,883 | 3,559,637 | 3,276,815 | 2,989,041 | 2,720,846 | 2,510,962 | |

○他会計繰入金

（単位：千円、％）

| 年度 | | 前々年度 (決算) | 前年度 決算 見込 | 本年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 | 39年度 | 40年度 |
|------------|----------|--------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収益的 収支分 | | 304,349 | 334,454 | 320,720 | 330,029 | 317,404 | 314,153 | 315,845 | 322,101 | 322,183 | 324,246 | 325,334 | 329,145 |
| | うち基準内繰入金 | 304,349 | 334,454 | 320,720 | 330,029 | 317,404 | 314,153 | 315,845 | 322,101 | 322,183 | 324,246 | 325,334 | 329,145 |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 資本的 収支分 | | 141,894 | 132,163 | 100,682 | 117,031 | 129,354 | 132,354 | 130,374 | 123,825 | 123,473 | 91,063 | 69,632 | 5,531 |
| | うち基準内繰入金 | 141,894 | 132,163 | 100,682 | 117,031 | 129,354 | 132,354 | 130,374 | 123,825 | 123,473 | 91,063 | 69,632 | 5,531 |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 446,243 | 466,617 | 421,402 | 447,059 | 446,758 | 446,507 | 446,219 | 445,926 | 445,656 | 415,308 | 394,965 | 334,676 | |

経営比較分析表（平成29年度決算）

熊本県 長洲町

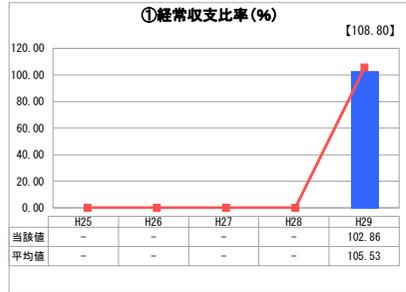
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法適用 | 下水道事業 | 公共下水道 | Cc1 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20㎡ ³ 当たり家産料金(円) |
| - | 52.39 | 95.98 | 99.99 | 3,460 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 16,186 | 19.43 | 833.04 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 15,412 | 5.19 | 2,969.56 |

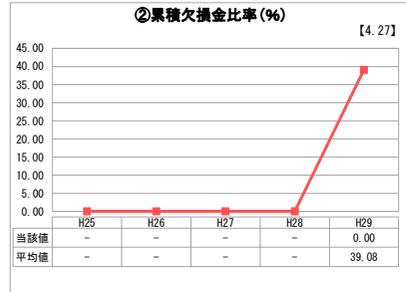
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成29年度全国平均

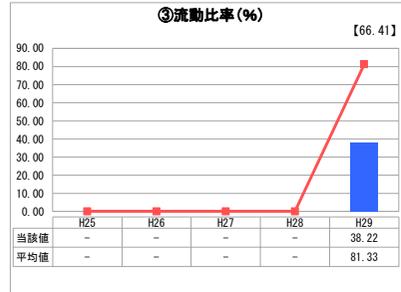
1. 経営の健全性・効率性



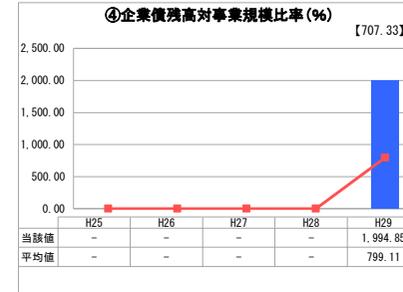
「経常損益」



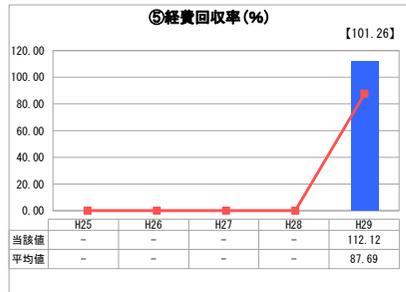
「累積欠損」



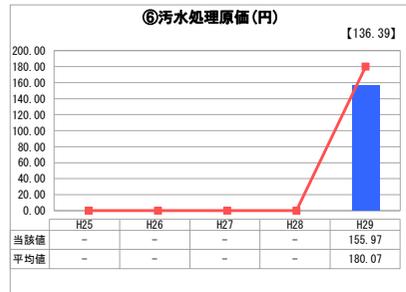
「支払能力」



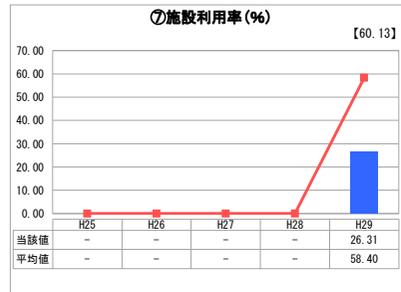
「債務残高」



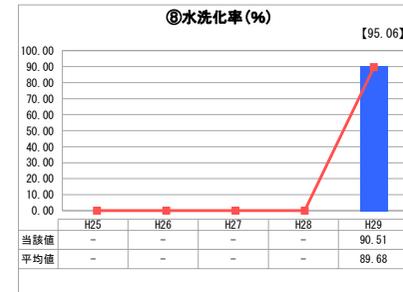
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

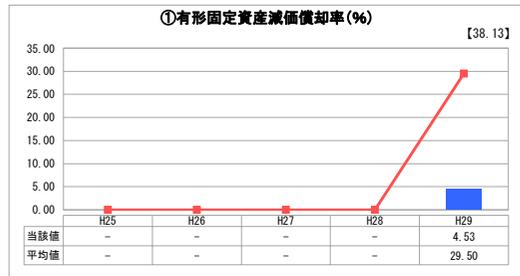


「施設の効率性」

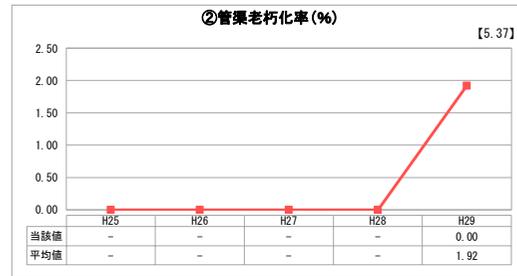


「使用料対象の捕捉」

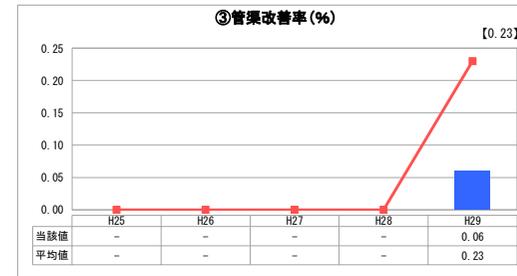
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

「流動比率」については38.22%と類団平均を大きく下回っており、「企業債残高対事業規模比率」については1,994.85%と平均を上回っている。これは企業債の償還金が多額であることや現金が少ないことに起因しており、今後はストックマネジメント計画及び経営戦略に基づき計画的に事業を行い適正な借入及び現金の確保に努めていく。

「施設利用率」については、26.31%と類団平均に比べ低い水準にとどまっているが、共同処理を行っている岱明処理区の汚水と併せた施設利用率ではH29で49.4%となっている。

2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は4.53%と低い値となっているが、これは法適用1年目であるため減価償却累計額が少ないことに起因するもので、今後比率は上昇する見込みである。

公共下水道事業については昭和51年度に着手し昭和60年度に共用を開始したため、法定耐用年数を経過した管渠は無く「管渠老朽化率」は0%となっている。「管渠改善率」については、0.06%と低い値ではあるが、管渠長寿命化計画に基づき計画的な改築更新を実施し、管路の長寿命化を図っていく。

全体総括

今後処理場・管渠が老朽化し改築更新費用が多額になるものと見込まれる。維持管理費の効率化、ストックマネジメント計画の策定による投資額の圧縮など汚水処理原価の抑制に努める必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
 ※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。